

令和7年度 第4次愛川町障がい者計画
策定業務委託公募型プロポーザル

実施要領

愛川町

令和7年度 第4次愛川町障がい者計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1)業務の名称

令和7年度 第4次愛川町障がい者計画策定業務委託(継続費)

(2)業務目的

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、令和3年3月に策定した「第3次愛川町障がい者計画」が、令和8年度末に満了となることから、令和9年度から14年度の6年間を計画期間とした「第4次愛川町障がい者計画」を策定する。

本業務は、「第4次愛川町障がい者計画」の基礎となるアンケート調査を実施し、本町における課題を整理し、今後の目指すべき方向性を検討するとともに、関連法、国の指針や、これまで本町が策定してきた計画との整合性を保つ新たな計画を策定するための必要な支援を目的とする。

(3)業務の内容

別紙 仕様書のとおり

(4)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(5)契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)

2. 本プロポーザルの参加資格

本業務に提案しようとする事業者は、次の資格及び条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 告示日現在、国、地方公共団体から指名停止期間中ではないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (7) 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (8) 本町の競争入札参加資格認定業者のうち、一般委託の「調査業務委託」またはコンサルの「都市計画及び地方計画」で登録されていること。

3. プロポーザル主要スケジュール

内 容	日 程
告示	令和7年7月7日(月)
プロポーザル関係資料(仕様書等)の配布	7月7日(月)~7月18日(金)
質問書の受付期間	7月7日(月)~ 7月18日(金) 午後5時
質問に対する回答	7月23日(水)
参加申込書の提出期限	7月24日(木) 午後5時
参加資格確認結果通知	7月29日(火)
提案書等の提出期限	8月12日(火)
プレゼンテーションの実施	8月18日(月) 予定
審査結果通知	8月25日(月) 予定
契約の締結及び結果の公表	9月1日(月) 予定
業務の開始	9月上旬頃

4. 事業担当課（本プロポーザルに関する問い合わせ先）

愛川町役場 民生部 福祉支援課 障害福祉班
〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
電話:046-285-6928(直通)
電子メール:fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

5. プロポーザル関係資料の配布

令和7年7月7日(月)～7月18日(金)の間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

※「愛川町ホームページ」→「しごと・産業」→「入札・契約」→「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

6. プロポーザルの参加申込書等の提出

(1)提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

(2)提出期限

令和7年7月24日(木)午後5時まで(郵送の場合は7月24日(木)必着)

※郵送の場合は、必ず書留等で郵送記録が残るよう郵送してください。

郵送先:〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町役場 民生部 福祉支援課 障害福祉班 宛て

電子メール:fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp

郵送後、受付期間内に電話にて事務局へ必ず送付の連絡をしてください。

電子メールの場合、件名を『「第4次愛川町障がい者計画」策定業務委託公募型プロポーザル参加申込書(事業者名)』としてください。送信後、事務局に電話で必ず受信確認をしてください。

(3)提出書類

- ①参加申込書(第1号様式)
- ②会社概要調書(第2号様式)
- ③業務実績調書(第3号様式)

7. 参加申込書等の提出者に関する参加資格結果通知

提出された書類の内容に基づき、提案書の提出者を選定し、参加資格結果について通知します。

なお、参加申込書の提出者が多数の場合は、業務実績調書の障害者基本法に基づく障がい者計画策定支援業務の完了実績数の多い順から絞り込む場合があります。

また、完了実績数が同数の場合は直近の策定支援業務完了数の多い順で絞り込むこととします。ただし、計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めないこととします。

8. 本プロポーザルに関する質問・回答

(1) 質問書の提出方法

質問書(第6号様式)に必要事項を記入し、電子メールにて送信してください。なお、送信後は、必ず、電話にて送信の旨を連絡してください。

(2) 質問書の受付期間

令和7年7月7日(月)～7月18日(金)午後5時まで

(3) 質問書の回答

参加申込書提出に関する質問の回答は、ホームページにて順次公開します。

(4) その他

受付期間を過ぎた質問、指定方法以外での質問及び本業務に直接関係しない質問等については、一切受付しません。また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する内容についての質問も受け付けません。

9. 提案書類の提出

(1)提案書について

①提出方法

簡易ファイル等に綴じ、各社の提案内容を比較するため、順序と項目は提案書類等提出書(第7号様式)のとおりとし、添付してください。

②提案書等の作成要領

ア 提案書には指定の表紙(第8号様式)を必ず添付してください。なお、参加者名(会社名等)は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類等で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式(別添 公募型プロポーザル関係様式一覧表参照)をダウンロードのうえ使用してください。

指定の様式以外での提案は失格となります。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除きJIS「A4判」とします。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込んでください。

ウ 提案書は、A4サイズ(両面印刷)10ページ程度とします。

企画提案は、本業務に対する具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。

(2)見積書等について

① 提出期限及び提出場所、提出部数は提案書と同様とし、必ず提案書と同時に提出してください。

② 見積書、提案価格内訳書は、指定の様式(提案様式1及び2)を使用してください。

③ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税を含む2年分を記載してください。(令和7・8年度の2か年度分)

④ 見積書記載の提案価格の上限額は、**4,800,000円(税込)**とし、内訳は、**令和7年度 2,400,000円(税込) 令和8年度 2,400,000円(税込)**とします。なお、この金額は、契約金額の限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではありません。

(3)提出書類の取扱い等

① プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。

② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

③ 提案書及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。

- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要がある場合、町がその写しを作成し使用することがあります。
- ⑤ 提出した提案書は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱います。
- ⑥ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱います。

10. プレゼンテーション

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、提案書における技術提案についての説明を行うものとします。

- (1)開催日は、令和7年8月18日(月)を予定。
- (2)開催時間、場所(愛川町役場庁舎内を予定)、その他の詳細については、プロポーザル参加表明書等の確認後、通知します。
- (3)提案書の説明は30分、質疑応答は10分とします。
- (4)上記の時間とは別に、セッティング時間として5分程度の時間を設けます。
- (5)プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。(※使用は提案者の自由とします。)
- (6)プロジェクター等を使用する場合、提案者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンとプレゼンテーション資料を持参してください。
- (7)プレゼンテーション資料の事前の提出は求めません。
- (8)プレゼンテーション資料は、事前に提出された提案書に記載のない事項は評価の対象としません。
- (9)プレゼンテーション資料には、社名等を記載しないでください。
- (10)追加の資料配布は認めません。
- (11)原則として、説明者は本業務を受託した際の配置予定の管理技術者又は担当者としてください。
- (12)出席者は説明者を含め3名程度とし、管理技術者は社会通念上やむを得ないと判断される場合を除き、必ず出席してください。

11. 審査

(1)審査基準

第4次愛川町障がい者計画策定業務委託公募型プロポーザル選定基準に基づき、提出された提案書及び提案内容の実現性などを確認したうえで、提案書、プレゼンテーション及び見積書の各評価項目の審査で得られた総合評点の最も高い提案者を本委託業務の最優秀候補者として選定します。

なお、本プロポーザルに参加した者が1者であった場合で、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に、参加した事業者が60点を超えた場合には、最優秀候補者の要件を満たすものとし、

※最も総合評点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。

- ① 見積金額以外の得点が高い者
- ② 見積書の価格が低い者

(2)審査方法

別に定める選定基準により行います。

(3)ヒアリングの実施

不適切と思われる低額な価格提案の場合、また、提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

12. 審査結果等の通知及び公表

(1)審査結果

すべての参加者に通知します。

(2)審査結果の公表

次の項目について契約締結後、速やかに行います。

- ① 契約締結者の名称、評価点及び契約金額
- ② プロポーザル全参加者の評価点
- ③ その他必要な事項

13. 業務委託契約の締結等

(1) 委託契約の締結

選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、契約の締結をします。

(2) 契約締結が成立しなかった場合

審査結果の総合評点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議を行います。

14. プロポーザル参加者の取り消し及び失格等

(1) プロポーザル参加者として認められた者が、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、または、失格とします。

(2) プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(3) プロポーザル参加者として認められた者で、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を福祉支援課まで届け出てください。なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

15. 提案等の無効及び辞退

(1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効、または失格とします。

- ① 参加資格のない者が行った提案
- ② 提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③ 記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
- ④ 提案書類が不足しているとき
- ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
- ⑥ 提案書受付締切日までに提案されない、または到着しないとき
- ⑦ その他、本町の指示した事項に違反したとき

(2) 本プロポーザルへの参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、

令和7年8月12日(火)午後5時までに「辞退届(第5号様式)」を福祉支援課へ事前連絡の上、提出してください。なお、提案書提出後の辞退は認めません。

16. その他

本業務委託契約については、契約保証金は免除します。

愛川町役場 民生部 福祉支援課 障害福祉班
〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
046-285-6928(直通)
fukushi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp